

## 令和8年度

観光振興事業費補助金(地域資源を活用した観光まちづくり推進事業)

### 間接補助対象事業公募要領

#### ■公募期間

令和8年3月12日(木)～ 令和8年4月22日(水) 12:00(必着)

#### ■問合せ先

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課

連絡先: hqt-kankyoseibi-hard★ki.mlit.go.jp

注:テレワーク等の執務体制に伴い、質問や提出等に関する観光庁への来訪及び電話はお断りしております。電子メールにより問合せください。なお、★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】環境整備補助事業地域公募」と付記ください。

令和8年3月

## I. 事業の概要

### 1. 背景・目的

令和7年の訪日外国人旅行者数は、過去最高の約4,200万人となりましたが、都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続いており、さらなる地方誘客推進とともに、滞在日数の延長及び旅行消費額増加を目指すため、歴史、食、自然、文化という地域ならではの資源の魅力を最大限に生かした観光の充実と、訪問先として選ばれるまちづくりの推進が重要です。

地域の観光資源を活用した観光コンテンツの造成等については各地で取り組まれています。持続的な販売や収益の確保、実施体制の継続等に課題を抱えている例も少なくありません。地域の観光資源を活用し、持続可能な観光地域づくりを進めていくためには、観光コンテンツの造成等の前提として、地域の観光資源やそれらが体现する地域の価値や魅力を把握・整理するとともに、旅行者のニーズを踏まえた観光コンテンツとしての活用方法の検討、取組を支える体制構築や資金の検討・調達等を行い、計画的に取組を進めることが重要と考えられます。

さらに、地域においては一部の観光コンテンツに旅行者の訪問が限定されている例も見受けられます。地域の多様な深い魅力を旅行者に伝え、地域の回遊性や消費額の向上、滞在時間の延長につなげるためには、地域の様々な資源を面的・複合的に活用することが重要です。

本公募は、歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、主にインバウンドに対して、地域ならではのストーリーに基づく体験を創出する、又はその価値を高め、あわせて、地域内の回遊性を高めるための施設整備等に対する支援を受けることを希望する事業者を募集するものです。

#### 1-1. 事業スキーム

観光庁

(申請) ↑ ↓ (補助)

補助対象事業者(事務局)

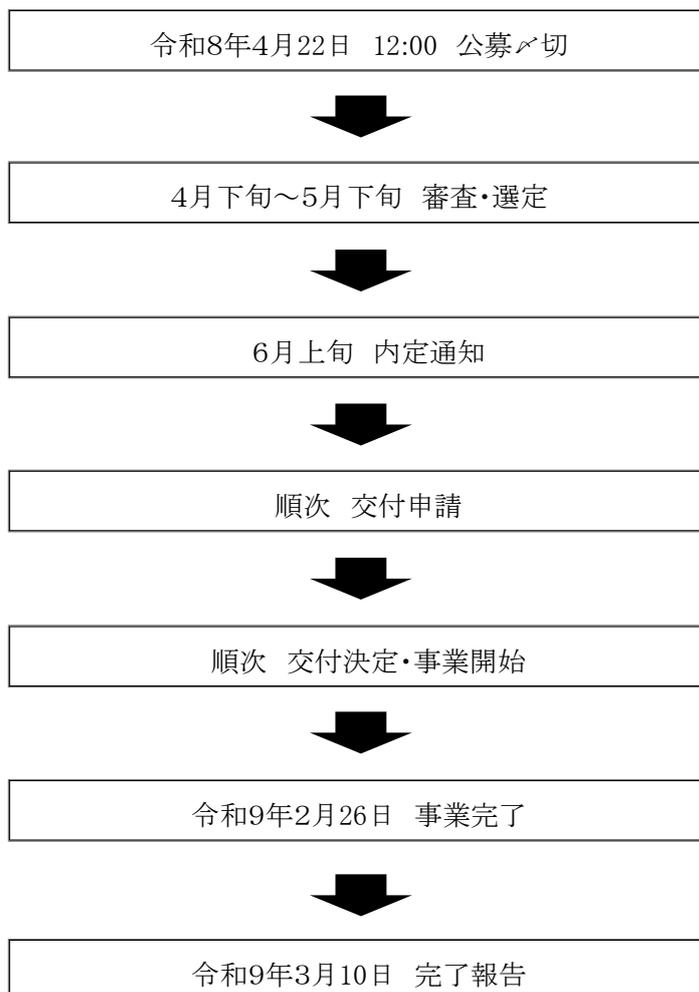
(申請) ↑ ↓ (補助)

**間接補助対象事業者**

※本公募の対象

## 2. 事業実施期間

交付決定後から令和9年2月26日(金)まで



## 3. 募集に当たっての留意点

- ・ 本事業は、令和8年度における間接補助対象事業に補助金の交付を行いますが、令和9年度以降も、本事業の成果を踏まえて自ら継続して事業を行う意思があることを前提といたします。
- ・ 本事業によって得られた成果や知見、間接補助対象事業者から提出された資料等については、地域資源を活用した観光まちづくりの推進のため、公開する場合があります。また、事業完了後も、間接補助対象事業やその後の取組について調査・公表する場合があります。

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 間接補助対象事業

本事業は、地域資源を活用した観光まちづくりを推進するためには、地域ならではのストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備に関わる経費の一部を国が補助する事業(間接補助)です。

対象経費については、採択件数の多寡や、選定過程における書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。

### 2. 間接補助対象事業者

申請者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- ・ 地方自治体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等及びこれらの者が連携する組織や団体、協議会等であること。なお、同一の者が複数の申請を行うことは認めない。
- ・ 観光庁又はその他の官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁、その他の官公庁等との契約を解除されている者ではないこと。
- ・ 実施体制に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

### 3. 補助対象経費

地域の「歴史」「食」「自然」「文化」を活用した、旅行者にもたらされる体験の量・質の向上に資する施設等の新築、改修、除却、整備等に要する経費であり、具体的には次のとおりとします。

#### (1) 補助率と補助上限額

補助率は1/2以内とし、1事業当たり2億円を上限とします(金額の下限は設けません)。

#### (2) 補助対象経費の区分

主にインバウンドに対して、地域ならではのストーリーに基づく体験を創出する、又はその価値を高め、あわせて、地域内の回遊性を高めるために必要な施設等の整備及び周辺環境の整備に要する経費とします。具体的には、次のとおりです。

#### (ア) 建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る経費

建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る建築工事費、改修工事費、設計費、付帯工事費、消防施設工事費、舗装工事費等の経費

(対象施設例) 体験施設、利便施設、展示施設、宿泊・飲食施設 等

※除却は改修等と合わせて実施するもの、もしくは新築のために必要なものに限りません。

※住宅や事務所等の用途は対象外となります。

[想定される施設例]

- ・ 体験施設: 伝統工芸体験を実施する工房、自然体験・観察に資する施設、醸造等食文化の体験を実施する施設 等
- ・ 利便施設: 他の観光施設への回遊を促す案内施設 等

- ・ 展示施設:地域の歴史・食・自然・文化に関する資料等を展示する施設 等
- ・ 宿泊・飲食施設:古民家等を改修した宿泊・飲食施設 等

#### (イ) 建造物等の周辺環境の整備等に係る経費

(ア)と合わせて実施する庭や外構の整備等に係る造園工事費等の経費  
(対象施設例)庭、案内標識、解説案内板、トイレ、駐車場、柵 等

#### (ア)と(イ)に係る注意事項

- ・ 観光客の満足度向上に寄与しない部分に係る工事は対象外となります。
- ・ 既存施設・設備の更新は対象外となります。
- ・ 設計のみは対象外となります。
- ・ 防災設備工事のみの整備は対象外となります。
- ・ 一般交通の用に供される道路等の公共インフラの整備は対象外となります。
- ・ 補助対象となる工事は、原則として、「建設業法」(昭和24年法律第100号)第3条に基づき建設業の許可を受けている事業者が発注できる「建設工事」となります。

#### (3) 支援対象とならない経費

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発生した経費
- ・ 国から別途、同一箇所の改修等に対して補助金費等が交付されている場合、又は、交付を予定されている場合における、当該補助金等の補助対象事業に係る経費
- ・ 観光客が利用しない外構部分(従業員用駐車場、従業員用通路等)に係る工事費
- ・ 経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・ その他本事業の趣旨に関係がないと思われる経費
- ・ 令和9年2月27日(土)以降に発生した経費

#### (4) 補助対象経費の精算

事業終了の日から一ヶ月が経過した日又は翌年度の3月10日のいずれか早い日までに、観光庁に対して当該事業の完了実績報告書及び経理に関する帳票書類(請求書、支払明細書、領収書等)等、別途観光庁が指定する書類を提出してください。事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると観光庁が認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助対象事業者に確定通知を行います。

※支出額及び内容については厳格な審査の上、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

※交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費に対し補助金をお支払いすることはできませんので注意してください。

※原則として概算払いではなく、事業終了後の精算払いとなる点に留意してください。

#### 4. 事業の申請に当たってのポイント

- ・ 建造物の改修等の取組を行う際に、必ず所管する地方自治体や物件所有者等に事前相談をし、許認可を受けた上で事業を実施してください。
- ・ 国立・国定公園を対象地に含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部に事前の相談・確認をしてください。
- ・ 指定等により保護されている文化財については、現状変更等の手続に時間を要することが想定されます。このため、事前に都道府県又は市町村の文化財担当部局に相談し、手続や必要な期間を確認した上で、事業を計画してください。
- ・ 間接補助対象事業の実施が、旅行消費額の増加や旅行者の満足度向上に寄与するとともに、地域資源を活用した観光まちづくりの推進に資するものであるかという観点から事業を採択いたしますので、観点を踏まえた事業計画を策定してください。
- ・ 申請にあたっては、間接補助対象事業終了後における事業継続の意思があることを前提とします。
- ・ 地域資源を活用した観光まちづくりの推進にあたっては、地域関係者との連携や地域一体となった取組が必要不可欠であるため、これらが具体的に分かる事業を優先的に採択します。また、必要に応じ、連携事業者に対してもヒアリングを実施する場合があります。

### Ⅲ. 事業者の選定

#### 1. 選定

##### (1) 採択方法

期限までに申請があったもののうち、「Ⅱ. 募集内容」に掲げる要件を満たしているものの中から、「(2) 審査の観点」に基づいて、総合的に評価を行った上で採択を行います。

なお、必要に応じて、間接補助対象事業者、連携事業者等に対して、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)の実施、追加の資料提出依頼等をする場合があります。

##### (2) 審査の観点

提出された申請内容を以下の観点から審査します。

審査項目	審査の観点
事業全体に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の現状・課題を踏まえたものとなっているか。</li> <li>● 地域の観光資源をつなぐストーリーが提示されているか。</li> <li>● 地域の面的な回遊につながるものであるか。</li> <li>● 地域のストーリーと整備対象施設の関連性及び施設整備の地域観光への寄与が示されているか。</li> <li>● 事業の目標が明確であり、それと整合するKPI等の指標が設定されているか。</li> </ul>
観光体験に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で提供する観光コンテンツが明確に想定されているか。</li> <li>・インバウンドを対象としたものになっているか。</li> <li>・観光コンテンツを提供する対象となるターゲットが明確になっているか。</li> </ul>
施設整備に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設が観光体験の提供に資するものであるか。</li> <li>● 間接補助対象事業に係る自己資金の調達の見込みがあるか。</li> <li>● 整備に必要な許認可、関係者との調整が取れている又は取れる見込みであるか。</li> <li>● 工程が具体的であり、事業期間内に完了することが確実であるか。</li> </ul>
事業成果の継続性に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度以降の計画が立てられているか。</li> <li>● 持続的な資金計画が立てられているか。</li> <li>● 施設の維持管理に要する経費についての計画が立てられているか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業を実施するのに必要な体制が構築されているか。</li> <li>・事業実施に関係者の役割分担が明確になっているか。</li> <li>・観光まちづくりの推進に向けて、幅広い地域の関係者との連携があるか。</li> </ul>

なお、以下の要素の記載がある場合は考慮されます。

- ・ 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること(実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します)
- ・ クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」として推進されている取組であ

ること

- ・ 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る取組展開地域・面的展開地域における取組であること

### (3) 採択結果の決定及び通知

採択する事業が内定した後、申請者に対して通知します。内定時に別途指定する期限までに交付申請を行ってください。

また、不採択となった事業者に対する通知は行いませんので、観光庁ウェブサイトでご確認いただきますようお願いいたします。

※個別の審査結果に関する問合せにはお答えできません。

## 2. 提出

### (1) 募集期間

令和8年3月12日(木)～ 令和8年4月22日(水) 12:00必着

### (2) 提出書類

- ①申請書(申請様式1)
- ②経費積算表(申請様式2-1、2-2)
- ③実施スケジュール(申請様式3)
- ④事業概要書(申請様式4)
- ⑤積算根拠資料(見積など)(様式自由)
- ⑥収支計画(DMOや民間事業者等が宿泊施設、各種体験施設等への改修を行う場合)  
当該事業に要する資金の調達方法、改修後の施設運営の収支(運営経費、料金設定、初期投資の回収時期等)を記載する。(様式自由)
- ⑦維持費計画(申請様式5)
- ⑧その他資料等(様式自由)
  - ・観光に関する行政計画 等

#### <提出に当たっての留意点>

- ・ ①～④の各種申請様式は観光庁ウェブサイトからダウンロードしてください。
- ・ 提出書類は全てPDF化せず、Excel又はPowerPoint形式のまま提出ください。(⑤～⑧を除く)
- ・ ⑤(積算根拠資料)は、単価・規格などがわかる資料と共に、可能であれば図面などの規格・仕様がわかる資料を添付してください。
- ・ ①～⑧を除く参考資料についても提出は可能ですが、あくまで①～④のみで実施内容が分かるようにご記載ください(文章中で参考資料への参照等をさせないこと)。

### (3) 提出先

「地域資源を活用した観光まちづくり推進事業」事務局

「hqt-kankyoseibi-hard★ki.mlit.go.jp」宛て

※電子メールによる提出のみとします。紙媒体やCD-ROM等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。

※提出する際は、★を@に変更し、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】間接補助事業公募」と付記してください。

※提出を確認した後に、観光庁より受領確認のメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。

※提出する電子データは、ファイル容量が合わせて10MB以内となるようにしてください。提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することはできません。

#### (4) その他

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

### 3. 問合せ

「地域資源を活用した観光まちづくり推進事業」事務局

「hqt-kankyoseibi-hard★ki.mlit.go.jp」宛て

※電子メールによりお問合わせください。本公募に関する質問や提出等のため、観光庁へ訪問いただくことや電話によるご質問はお断りさせていただきます。★を@に変更し、電子メール件名の冒頭に、必ず「【問合せ】環境整備事業間接補助事業公募」と付記して送付願います。

## IV. 留意点

### 1. 申請内容等について

- ・ 本事業の内容が、宗教活動や政治活動を目的としてはいけません。
- ・ 本事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載してはいけません。
- ・ 申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。補助金の交付決定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

### 2. 事業期間中について

- (1) 選定の結果、観光庁から補助金額等の内示を受けた申請者(間接補助対象事業者)は、事務局が発行する「令和8年度地域資源を活用した観光まちづくり推進事業交付規定」に基づき、交付申請書等を提出し、事務局から交付決定通知書による通知を受けてから事業を実施してください。補助金交付に係る手続については、別途案内いたします。

なお、補助金額等の内示は令和8年6月頃を予定していますが、申請状況等により前後する可能性があります。

- (2) 間接補助対象事業者は、個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合及び事業の内容を変更する場合((3)に掲げる軽微な変更を除く。)は、交付決定変更申請書を提出し、事前に観光庁の承認を受けなければなりません。

- (3) 間接補助対象事業者は、次に掲げる軽微な変更をしたときは、交付決定軽微変更届出書を速やかに観光庁に提出しなければなりません。

<軽微な変更>

- ①事業の目的達成のために個別事業間の相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合
- ②事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に事業の目的達成に資するものと考えられる場合
- ③補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合
- ④個別事業間の補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の30%以内の変更である場合

- (4) 間接補助対象事業者は、交付決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定通知書の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下届出書を提出しなければなりません。

- (5) 間接補助対象事業者は、その住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があったときは、速やかに変更届出書を提出しなければなりません。

- (6) 間接補助対象事業者は、事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書を

提出し、事前に観光庁の承認を受けなければなりません。

- (7) 間接補助対象事業者は、観光庁及び事務局から要求があったときは、速やかに事業の遂行状況について報告しなければなりません。

※事業が年度内に完了しない見込みであるときは、別途定める報告書にその理由を伏して、令和9年3月10日までに提出しなければなりません。

### 3. 事業完了後について

- (1) 間接補助対象事業者は、事業が完了したときは、事業完了日から起算して一ヶ月を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書に必要な応じて参考となる書類を添えて提出しなければなりません。

※事業の全部が令和8年度内に完了しないときには、令和9年3月10日までに終了実績報告書に必要な応じて参考となる書類を添えて提出しなければなりません。

- (2) 事業完了後には、各地域における訪日外国人旅行消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、観光庁による指導・助言の内容や成果の公表を予定しております。なお、本事業内に提出された書類を、観光庁等において公開することがあります。

- (3) 令和9年度以降においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業後に当該事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

### 4. 事業経費・補助金の支払について

- (1) 間接補助対象事業の遂行状況、支出内容及び費用の妥当性等に鑑みて、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。また、2.(1)の交付決定通知書の交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた部分については支払われません。

- (2) 観光庁は、3.(1)の書類を審査し、補助金の額の確定通知書を通知します。通知を受けた間接補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときに、支払い請求書を提出しなければなりません。事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金の額が確定します。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象になります。

- (3) 間接補助対象事業者は、事業の完了(中止及び廃止を含む。)後に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等の額の確定に伴う報告書を提出しなければなりません。観光庁は、当該消費税等仕入控除税額の返還命令を行いますので、納期日までに返還しなければなりません。

- (4) 間接補助対象事業者は、補助金を受ける際の会計を他の会計とは別に区別経理を行うものとし、

間接補助対象事業に関する書類(事業の収支の事実を明確にした契約書、支払い領収書等の証拠書類等)を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

## 5. メディア等からの問合せ等について

メディア等から問合せや取材があった場合、必ず事前に観光庁に報告するとともに、その内容が記事掲載、テレビ放送等される前に、必ず観光庁にその内容を報告してください。また、その内容について3. (1)の書類への記載を求める場合があります。

## 6. その他

- (1) 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる場合があります。
- (2) 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 間接補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければなりません。取得財産等のうち財産処分告示<sup>1</sup>に定められた財産については、取得財産管理台帳を備え、管理しなければなりません。
- (4) 間接補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分告示<sup>1</sup>に定めた期間(いわゆる、法定耐用年数に相当する期間)内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、財産処分等承認申請書又は(収入がある場合)財産処分等収入金報告書を提出し、事前に観光庁の承認を得なければなりません。この場合において、当該取得財産を処分することにより収入がある場合は、原則として、その収入額を国に納付することになります。
- (5) 間接補助対象事業の実施状況確認のため、観光庁又は観光庁の委託を受けた者が実地検査を行う場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等による実地検査・監査が行われる場合があります。これらの検査等により、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)等の規定に違反したことが明らかとなった場合は、補助金の返還命令等の処分がなされる可能性があります。この場合、間接補助対象事業者はこれに従わなければなりません。
- (6) 本事業への申請に係る提出書類により観光庁が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

---

<sup>1</sup>「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」(平成22年国土交通省告示第505号)

- ・ 本事業における間接補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は申請内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。
- ・ 認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。